

令和8年度

税制改正に伴う年末調整等説明会開催のお知らせ

～基礎控除の引上げ、給与所得控除の最低保障額の引上げを中心に～

令和8年度税制改正により、所得税の「基礎控除」の引上げや「給与所得控除」の最低保障額の引上げが行われたことから、下記のとおり令和8年分の年末調整等説明会を開催致します。
是非ご参加ください。

記

1 説明会の開催詳細

- (1) 日 時 : 令和8年 **10月22日(木)**
令和8年 **10月23日(金)**
時間 : 午後2時から3時30分
(受付開始:午後1時30分)
- (2) 場 所 : 神奈川税務署 2階 会議室
横浜市港北区大豆戸町528-5
- (3) テーマ : 「令和8年分年末調整の税制改正のポイント」
- (4) 講 師 : 神奈川税務署 法人課税2部門 源泉担当官
- (5) 参加費 : 無 料
- (6) 定 員 : 60名 (先着順)
- (7) 予約締切 : 令和8年10月21日(水)15時まで
- (8) 問合せ先 : 神奈川税務署 法人課税2部門 源泉担当部門
Tel 045-544-0141(代表)(内線421・423)



2 主な税制改正の概要 (令和8年11月までの源泉徴収事務に変更はありません。)

□ 基礎控除の引上げ

- イ 物価動向を勘案し最高58万円から4万円引き上げ、最高62万円に引き上げられました。
- 低～中所得者の税負担に配慮し、所得階層ごとに控除を最高42万円上乘せされました。

□ 給与所得控除の最低保障額の引上げ

- イ 給与所得控除について、65万円の最低保障額が74万円に引き上げられました。
- 給与所得控除の改正に伴い、令和8年分以後の「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」及び令和9年分以後の「源泉徴収税額表」が改正されました。

【国税庁ホームページ】(随時最新情報に更新します。)

令和8年度税制改正による所得税の基礎控除の引上げ等について
(<https://www.nta.go.jp/users/gensen/2026kiso/index.htm>)



神奈川税務署